

## 東京都一般吹奏楽連盟アンサンブルコンテスト実施規定

### (総 則)

- 第1条 東京都一般吹奏楽連盟アンサンブルコンテストは、東京都一般吹奏楽連盟が主催し、東京都アンサンブルコンテストの予選大会として実施する。
- 第2条 実施会場は、前年度ごとに第2事業部会によって定める。

### (編成および参加資格)

- 第3条 グループの編成は、3名以上8名までとする。
- 第4条 参加団員は、東京都一般吹奏楽連盟加盟団体の団員であること。  
但し、3年連続して全国大会に出場したグループの所属団体は、次年度のアンサンブルコンテストに出場することはできない。(招待演奏を除く)
- 第5条 参加団員は以下のいずれの項目に抵触しないこと。  
参加グループの構成は加盟団体の団員とし、それ以外(エキストラ)の出場の出場は認めない。  
他部門(中学・高校・大学・職場)の東京都大会予選およびその他の地区大会予選に参加する団員の出場は認めない。  
職業演奏家の参加は認めない。  
同一奏者が二つ以上のグループに出場することはできない。
- 第6条 参加グループ数は、1加盟団体2グループまでとする。
- 第7条 参加グループは、定められた参加費を期日までに納入すること。また、連盟費の納入が完了していること。
- 第8条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器・コントラバスによるものとする。  
但し、コントラバスのみによる編成は認めない。  
2 同一パートを2名以上の奏者で演奏することは認めない。  
3 独立した指揮者は認めない。  
4 参加グループは、必ず全パートの記入された楽譜(スコア)を当日用意すること。

### (審査)

- 第9条 出場グループは任意の1曲を演奏して審査を受けるものとする。  
但し、組曲も1曲とみなす。
- 第10条 著作権の存在する楽曲を編曲して使用する場合は、事前に著作権者から編曲

の許諾を受け、その許諾書のコピーを参加申込書とともに提出すること。

この許諾を受けないで、コンテストに出場することは認めない。

(注) 1. 作曲者の死後およそ50年を経していない大半の作品には、著作権が存在する。

2. 編曲の管理は、日本音楽著作権協会ではなく、編曲者(作曲者または編曲者およびその楽譜の出版社)が行っている。

第11条 演奏時間は5分以内とし、これを超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第12条 出演順は、第2事業部会で決定する。

第13条 審査員は第2事業部会において推薦し、常任理事会の承認を得て理事長が委嘱する。審査員の数は、原則として5名とする。

審査方法は、理事会の定める審査内規による。

第14条 表彰は金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

(部門代表)

第15条 金賞受賞グループの中から、上位10グループを東京都アンサンブルコンテストに部門代表として推薦する。

(その他)

第16条 コンテスト実施に当たって常任理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品の授与を受けることができる。

第17条 その他開催上の実施細目については第2事業部会が定める。

第18条 この規定は理事会の議決により改定することができる。

(付則)

この東京都一般吹奏楽連盟アンサンブルコンテスト実施規定は、平成18年4月15日から施行する。